

クリーンセンター新施設整備基本構想策定業務委託

仕 様 書

令和 5 年 12 月

天城町

第1章 総則

本仕様書は、天城町（以下「発注者」という。）が発注する「クリーンセンター新施設整備基本構想策定業務委託」に適用する。なお、本仕様書に定めない事項や本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。

1. 業務の目的

本業務は、発注者が予定しているごみ処理施設の整備に向けた施設整備基本構想を策定することを目的とする。

2. 業務の概要

- 1) 業務名 : クリーンセンター新施設整備基本構想策定業務委託
- 2) 業務場所 : 鹿児島県天城町
- 3) 履行期間 : 契約締結の日から令和6年3月31日までとする。
- 4) 対象施設 : ごみ処理施設（ごみ焼却施設、リサイクル施設）

3. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、次の必要書類を提出しなければならない。

- 1) 契約書
- 2) 業務着手届
- 3) 技術者届及び経歴書（資格を証する書類を添付）
- 4) 業務計画書
- 5) 業務工程表
- 6) 業務完了届
- 7) その他必要な書類

4. 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行令」、「同施行規則」をはじめ、環境関連法令、同施行令、同施行規則、また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、同施行令など、関連する法令・規格等を遵守しなければならない。

5. 守秘義務

受注者は、業務の遂行上、知り得た秘密を漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

6. 無効となる契約

- (1) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (2) 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難な状態に至った場合

7. 管理技術者及び照査技術者等

受注者は、契約の履行にあたっては、委託業務の意図及び目的を十分理解したうえで業務を遂行するものとし、照査技術者及び管理技術者、主担当技術者を設置し、迅速で正確な業務を遂行するものとする。いずれの技術者も兼務は認めない。

なお、管理技術者は、技術士（衛生工学部門又は総合技術管理部門）または RCCM（廃棄物部門）の資格を有し、かつごみ処理施設基本構想及び施設基本計画業務、PFI 導入可能性調査の管理技術者（主任技術者）としての従事実績を有する者とする。

照査技術者は、技術士（衛生工学部門又は総合技術管理部門）または RCCM（廃棄物部門）の資格を有し、かつごみ処理施設基本構想及び施設基本計画業務、PFI 導入可能性調査の管理技術者（主任技術者）若しくは照査技術者、担当技術者としての従事実績を有する者とする。

主担当技術者は、技術士（衛生工学部門又は総合技術管理部門）または RCCM（廃棄物部門）の資格を有し、かつごみ処理施設基本構想及び施設基本計画業務、PFI 導入可能性調査の管理技術者（主任技術者）若しくは担当技術者としての従事実績を有する者とする。

8. 打合せ議事録

受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するために、発注者と密接な連絡を取るものとする。なお打合せや会議を実施した場合は、打合せ終了後速やかに議事録を提出し、監督員の承諾を受けるものとする。

9. 資料の貸与

本業務の実施において、必要となる関係資料等を発注者から受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与を受けた資料のリストを発注者に提出し、業務完了時には全て返却するものとする。

10. 業務の完了

受注者は、本業務の完了時に発注者の検査を受け、完了検査の合格をもって完了とする。

11. 成果品作成

本業務における成果品は以下のとおりとする。

1) クリーンセンター新施設整備基本構想報告書	A4 版製本	10 部
2) 同上（概要版）	A4 版製本	10 部
3) 議事録	A4 版製本	1 部
4) その他資料		必要部数
5) 報告書、資料等の原稿（電子データ）		1 式

第2章 特記仕様書

1. 業務の目的及び業務概要

天城町におけるごみ処理は、徳之島3町（徳之島町、伊仙町、天城町）で構成する徳之島愛ランド広域連合のクリーンセンターにて全ての処理・処分等を行っている。

クリーンセンターは平成15年3月に竣工し、稼動開始後20年を迎え、設備等の老朽化が著しくなっており、新ごみ処理施設の建設を視野に入れながら、基幹的設備改良工事による延命化を図る予定である。

本業務は、新たなごみ処理施設を建設するに際し、最終処分場を含めたごみ処理・処分施設の整備に関する総合的な計画を立案するための調査・計画を行うものである。

2. ごみ処理施設整備基本構想策定業務内容

1) ごみ処理体制の把握

最新データの追加および法規制などの状況変化に対応したごみ処理状況について整理・把握する。なお、発注者が策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「循環型社会形成推進地域計画」等の上位計画との整合及び計画値と現状の乖離について留意して整理すること。

- ・ごみ処理対象人口およびごみ排出量の動態
- ・ごみ処理体系の状況
- ・ごみ収集・処理・処分の状況
- ・ごみ処理における課題の整理

2) 計画処理量・ごみ質及び施設整備規模の設定

(1) 計画処理量、埋立対象物等の設定

前章の「ごみ処理体制の把握」を踏まえ、ごみ処理施設の処理対象物および計画処理量について整理を行う。なお、最終処分場についても、将来的な予測を行うものとする。

- ・将来人口の予測
- ・計画処理区域内人口の予測
- ・ごみ発生量の見通し
- ・計画区域内のごみ量の予測
- ・関連廃棄物量の実績と予測
- ・計画処理量の予測
- ・計画埋立容量、埋立面積

(2) 計画ごみ質の設定

最新データを用いて、ごみ焼却施設の計画ごみ質を設定する。

- ・ごみ質の状況
- ・計画ごみ質の設定

(3) 施設整備規模の設定

計画処理量および収集変動、年間稼働日数を勘案し、計画目標年次におけるごみ処理施設（ごみ焼却施設計画、マテリアルリサイクル推進施設計画、最終処分場）の施設整備規模を設定する。

- ・収集変動の検討
- ・ごみ減量の推移と計画目標年次の整理
- ・施設の運転体制の整理
- ・施設整備規模の設定
- ・災害廃棄物処理量の設定

(4) 処理残渣量の設定

ごみ処理施設から発生する処理残渣量について設定する。なお、資源化委託や最終処分など運搬別に整理を行うこと。

3) 施設整備基本構想の整理

ごみ処理施設の建設方針について整理し、施設整備に必要となる調査を実施すること。なお、建替え用地として天城町の旧ごみ処理施設用地周辺が検討されている。

- ・一般事項（ごみ処理体系、建設時期、施設規模 等）
- ・施設の整備運営コンセプト
- ・敷地および周辺条件（地形・地質条件、都市計画内容、雨水排水施設関連 等）
- ・公害防止基準（騒音・振動、悪臭、水質、粉じん等）
- ・搬出入車両条件（収集車、一般搬入車、見学者、維持管理関連車両 等）
- ・供給施設条件（電気供給施設、水道供給施設、ガス供給施設 等）
- ・安全対策（耐震設計、安全対策 等）
- ・関連施設条件（徳之島愛ランドクリーンセンターとの連携等）

4) 処理方式の整理・検討

ごみ処理施設における処理方式の整理・検討を行う。

(1) 中間処理技術の調査と絞り込み

ごみ焼却／溶融、RDF化、炭化、バイオマス化等の可燃ごみの中間処理技術について技術動向等を調査し、整理する。

その結果を踏まえ、本町が採用するに相応しい処理方式を選定する。

(2) 処理方式の整理

選定した処理方式の概要について整理する。

- ・技術概要と最新技術の動向
- ・ごみ処理施設の処理フローの設定
- ・基本性能の検討
- ・各設備の検討
- ・その他必要な検討

(3) 見積調査

プラントメーカー等に見積調査を行う。併せて本計画策定に必要なアンケートおよびヒアリングを行い、技術資料を取りまとめる。

- ・プラントメーカーへのヒアリング資料作成
- ・ヒアリング資料の取りまとめ

5) 処理設備等計画

以下の主要設備についてその方式等を検討し、施設基本計画を策定する。

(1) ごみ焼却施設計画

- ・受入・供給設備
- ・燃焼設備
- ・ガス冷却設備
- ・通風設備
- ・集じん設備
- ・灰出し設備
- ・給水・排水処理設備
- ・電気・計装設備
- ・その他の設備

(2) マテリアルリサイクル推進施設計画

- ・受入・供給設備
- ・破碎・破袋設備
- ・搬送設備
- ・選別設備
- ・貯留・搬出設備
- ・給水・排水処理設備
- ・電気・計装設備
- ・その他の設備

(3) 最終処分場施設計画

- ・貯留構造物
- ・地下水集排水施設
- ・遮水工
- ・雨水集排水施設
- ・浸出水集排水施設
- ・浸出水処理施設
- ・埋立ガス処理施設
- ・被覆施設
- ・管理施設
- ・関連施設

(4) 土木建築計画

必要諸施設の検討を行い、建築計画を策定する。

- ・配置施設検討（計量棟及び各種工場棟の合棟／別棟検討、計量システム計画と計量機数の検討、管理棟の設置諸室の検討、その他必要施設の検討（洗車場、車庫棟 等））
- ・一般配置計画図及び動線計画図作成
- ・その他計画（外構施設 等）

(5) 付帯施設機能

環境学習等の付帯機能について、検討する。

- ・環境学習機能（学習メニュー、機器設備 等）
- ・地域防災機能（災害復旧機能、避難機能 等）

6) 配置動線計画

本施設の配置動線計画（計画図案）を策定する。

- ・造成計画図（概略図）
- ・施設全体配置図
- ・動線計画図
- ・取付道路及び搬入路概略図

7) 事業運営管理計画

各処理施設の運転管理に係る必要人員の設定や作業体制等の運営管理に関する必要事項、財源計画の検討および施設建設スケジュールの設定を行う。

あわせて、事業方式（公設公営方式、DBO方式、PFI方式等）の技術動向等を調査し、整理する。

- ・事業方式の概要及び技術動向等の整理
- ・運営管理計画
- ・事業費および財源計画
- ・建設実行計画
- ・概算事業費の算出

8) 現有施設の解体計画・設計

現有施設の解体計画・設計を行う。

(1) 協議、現地踏査及び資料整理

解体対象施設の現状及び内容等について現地踏査を実施する。現地踏査を踏まえ、ダイオキシン類除染工事を前提とした見積発注仕様書に規定する内容について検討し、本町と協議すること。

また、解体対象既存施設の竣工図等を精査し、適正な解体工事工程計画等の整理を行う。

(2) 解体計画

① 解体計画の作成

ダイオキシン類及びアスベスト等が存在することを前提に管理区分等の検討、解体作業の素案を検討する。

② 解体撤去図面作成

見積用発注仕様書に添付する以下の図面を作成する。

- ・現況平面図、解体範囲図
- ・既存施設図面（既存施設図面より抜粋）

③ 解体工事費算出用見積発注仕様書の作成

解体、処理・処分方法、範囲を決定し、汚染物の除去・処理及び設備解体工事に関して専門業者に見積を徴収するための仕様書及び簡易設計書を作成する。

(3) 見積調査

見積は解体実績のあるゼネコン（建設会社）等より取得する。

9) 委員会支援等

委員会に出席し、必要に応じて会議資料の説明及び質問への回答を行うこと。なお、委員会の開催は3回程度を予定しているが、本町や委員会の指示により開催回数が増減しても柔軟に対応すること。

- ・委員会提示資料の作成
- ・委員会議事録（要旨）の作成

また、本町が実施する町民説明会の支援を行うこと。なお、町民説明会の開催の有無は未定ではあるが、本町の指示により開催する場合は柔軟に対応すること。

- ・町民説明会提示資料の作成

10) その他支援

本事業を進めるにあたり、関係各機関との協議が必要な場合の積極的なアドバイス等の必要な協力を行うものとする。

- ・関連業務（測量、地質調査、生活環境影響調査、敷地造成計画等）との連携
- ・土地利用規制除外（自然公園等）協議へのアドバイス
- ・各種許認可関係（土壌汚染関連、みなし設置者等）へのアドバイス

以上